

令和2年5月25日招集

第5回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和2年第5回狹山市農業委員会総会

令和2年5月25日(月曜日) 開催場所 いるま野農業協同組合 狹山支店 会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告・協議事項
 - (1) 農地法第3条、第4条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後3時00分

本日の出席農業委員 13名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番 小林一洋
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番 荒井英郎	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 0名

(本日の欠席推進委員 8名)

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	小澤俊夫
渡邊隆夫	平本洋章	小谷野義則	松村享子

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二 主任 橋本邦彦

事務局 定刻となりましたので、これより第5回狭山市農業委員会総会を開催いたします。これに先立ち、資料の確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料

席上に配付しました

・資料3 農地法第3、4、5条の届出受理状況となります。宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第5回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第5回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号9番 久保田委員と10番 小野田委員にお願いいたします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それぞれの推進委員につきましては、本日も報告を求めないということで、農業委員のみ招集しています。推進委員につきましては、電話等で事前に確認をしていますので、入間川から順にご説明させていただきたいと思います。議案書の3ページも併せてご覧いただければと思います。まず入間川地区ですが、粕谷推進委員がそれぞれのお宅に伺って確認をしています。

事務局

入曽地区ですが、仲川推進委員が内容を確認しています。

堀兼地区ですが、小澤推進委員が対応をしています。山下推進委員につきましては、農地の状況についての確認作業を行ったと聞いています。同じく渡邊推進委員につきましても、草の状況を確認し、指導をしたということです。

奥富地区につきましては、平本推進委員がそれぞれの戸別訪問をして確認をしたと聞いています。柏原地区につきましては、遊休農地の発生防止のパトロールを行ったと小谷野推進委員から報告を受けています。

水富地区につきましては、笹井地区の以前茅が生えていた場所の指導を行ったとのことです。

議長

説明が終わりました。推進委員の活動内容と利用権設定について報告をいただきました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

整理番号1番、2番について、賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

この結果につきましては、事務局において市に報告してください。

次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員

議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原西宿田2898番、地目は田、地積は821㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は畑で野菜の作付です。事業計画者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、貸駐車場です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適

久保田委員 ・周辺農地への影響は なし
・代替性は 適
・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第4条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号2整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字英1496番7、地目は畑、地積は合計444㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
上水道 なし 下水道 なし ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、自己用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第4条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

議長

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

宮岡委員

議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字北入曾字入間野989番1、地目は畑、地積は331㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり ガス管 あり
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、自己用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第4条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員

議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字青柳字旭台1730番4、地目は畑、地積は267㎡です。

諸口委員

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある はい
- ・ 500 m 以内に 2 つ以上の公共施設がある いいえ
- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから 300 m 以内である いいえ

以上のことから、申請地は第 1 種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、狭山市で寺社建築の事業を行っている法人です。転用目的は、駐車場です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書 4 の朗読)

理由書 4 により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第 5 条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

採決の前に事務局に確認させていただきたいのですが、第 1 種農地に駐車場の敷地拡張が可能なのかどうかお話しください。

事務局

今回は工場というよりは、駐車場の意味合いが強いので転用目的は駐車場の敷地拡張ということです。基本的には第 1 種農地は転用はできないのですが、例外的に可能なものの一つとしまして、規則第 35 条第 5 号、既存の施設の拡張、ただし既存の面積の 2 分の 1 を超えないものに限るといいう法文がございまして、今回はこれにあてはまるものと考えています。

議 長

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員

議案番号 3 整理番号 3 について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字青柳字旭台 1 6 3 7 番 2 他 2 筆、地目は畑、地積は合計 2, 153 m²です。

農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある いいえ

諸口委員

- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、さいたま市で運輸の事業を行っている法人です。転用目的は、駐車場です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。事務局に確認させていただきたいのですが、本件については、新狭山1丁目16の3が市街化区域の農地ということであって、本来は区分けすれば届出だけで済むものですが、分けずに3筆一体で許可案件になる理由を教えてくださいと思います。

事務局

3筆ありますが、青柳部分は調整区域です。新狭山部分につきましては、隣接はしていますが市街化区域です。別々に利用するのであれば、調整区域部分については許可申請、市街化区域部分については届出となります。今回はそれを一体として利用するという事なので、許可に合わせるために許可申請にしました。

駐車場につきましては、第1種農地であれば不許可ですが、本件は第2種農地ですので、代替性が問われるものであると解しています。代替性については、今回主だった取引先が川越の本申請地のそばに越したため、その近くに駐車場を探していたため本申請地になったということです。

20台の活用方法につきましては、本申請地まで自家用車で通勤してきたトラックドライバーが、ここでトラックに乗り換えて業務を遂行することになります。しかしその運営は一時的であり、将来的には市街化区域の657㎡につきましては事務所を作る予定があり、事務所とともに駐車場の有効利用を図るという計画を聞いております。

議長

ご説明ありがとうございました、質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。賛成の方の挙手を願います。

議長 挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号3整理番号4について審査結果を報告します。
申請地は狭山市柏原字富士塚278番の2、地目は畑、地積は992㎡で
す。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 なし 下水道 あり ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、狭山市で医療機器製造事業を行っている法人です。転用目的は、従業員駐車場です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、協議・報告事項に移ります。

「農地法第3条、4条の規定による届出受理状況」について事務局に説明を求めます。

事務局 農地法第3条届出については相続が1件。

農地法第4条届出については駐車場の転用が2件。以上です。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

議 長

(質疑なし)

質疑は無いようです。

その他、委員から何かありますか。事務局からは何かありますか。

事務局

4月総会にて周知した生産緑地の斡旋について、買取希望者なしで回答したいと思います。

議 長

何か質問等ありますか。

(質問なし)

特には無い様です。

委員の皆様からは、何かありますか。

(質問なし)

無いようですので、これをもちまして、第5回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。